

第4編 土地区画整理事業資金融資

第1章 事業資金貸付金

第4条 国の貸付対象

- 1 国は、法第1条第4項の規定により、同項第1号から第4号までの資金（第4条の12の規定による貸付けの対象となる資金を除く。）の貸付けを行う地方公共団体に対して、当該貸付けに要する資金の貸付けを行う。
- 2 国は、法第1条第5項の規定により、地方公共団体に対して、土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置を講じたにもかかわらず、その施行する土地区画整理事業を遂行することができないと認められるに至った場合において、当該地方公共団体が、その施行地区となっている区域について新たに施行者となり、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「区画法」という。）第128条第2項の規定により土地区画整理組合から引き継いで施行することとなった土地区画整理事業（法第1条第4項第1号から第4号までに規定するものに限る。）に要する資金の貸付けを行う。

第4条の2 地方公共団体の貸付対象

- 1 地方公共団体は、法第1条第4項第1号の土地区画整理事業のうち、次に掲げる要件に該当する令第17条第1号に規定する区域における土地区画整理事業を施行する個人施行者（施行地区内の宅地について所有権又は借地権（区画法第2条第7項に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有する者が2人以上存する場合に限る。）、土地区画整理組合又は区画整理会社（区画法第51条の9第5項に規定する区画整理会社をいう。）第16条第1号に規定する区域における土地区画整理事業を施行する個人施行者（施行地区内の宅地の所有権又は借地権者が2人以上存する場合に限る。）、土地区画整理組合又は区画整理会社（以下「組合等」という。）に対し貸付けを行う。
 - 一 施行地区が最近年の国勢調査の結果による人口集中地区内又はこれに隣接する区域内にあり、かつ、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域の区域内にあること。
 - 二 施行地区の面積が0.4ヘクタール以上であり、かつ、施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数値に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率を乗じて得た数値が2以上であること。
 - 三 都市計画において定められた街路又は道路法（昭和27年法律第180号）にいう道路（以下「街路等」という。）で幅員が9メートル以上のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する街路等にあつては、6メートル以上（施行地区の面積が5ヘクタール以上の事業にあつては、8メートル以上）のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。
 - イ 特に防災に資する次に掲げるいずれかの街路等
 - ① 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画において避難路又は消防活動が困難である区域の解消に資する道路として定められている街路等
 - ② 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画において避難路又は消防活動が困難である区域の解消に資する道路として定められている街路等
 - ロ 特に市街地の計画的な整備改善の促進に資する次に掲げるいずれかの街路等
 - ① 都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第1号に規定する

沿道地区整備計画の区域内の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るために必要な街路等

- ② 施行地区内及びその周辺の居住者等による教育施設、医療施設、交通施設、購買施設その他の公益的施設の有効な利用を確保するために必要な街路等

四 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の15パーセント以上であること。

2 地方公共団体は、法第1条第4項第1号の土地区画整理事業のうち、次に掲げる要件に該当する令第17条第2号に規定する区域における土地区画整理事業を施行する組合等（個人施行者は除く。）に対し貸付けを行う。

一 施行地区の面積が5ヘクタール以上であること。

二 幅員が12メートル以上の街路等の新設又は変更に関する事業を含むこと。

三 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の22パーセント以上であること。

四 新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分（おおむね70パーセント以上）を占め、又は一以上の住区（1ヘクタール当たり100人から300人を基準として約1万人が居住することができる地区で、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。以下同じ。）により構成される住宅市街地が新たに造成されること。

3 地方公共団体は、次に掲げる要件に該当する法第1条第4項第2号の土地区画整理事業を施行する組合等に対し貸付けを行う。

一 第1項第1号及び第4号に掲げる要件を満たすこと。

二 施行地区の面積が0.2ヘクタール以上であり、かつ、施行地区の面積をヘクタールで表した場合のその数値に当該施行地区に係る都市計画において定められた又は定められることが確実な容積率を乗じて得た数値が1以上であること。

三 0.1ヘクタール以上の面積の市街地再開発事業区又は高度利用推進区が設定されていること。

四 街路等で幅員が6メートル（施行地区の面積が5ヘクタール以上の事業にあつては、8メートル）以上のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。

4 地方公共団体は、次に掲げる要件に該当する法第1条第4項第3号の土地区画整理事業を施行する組合等に対し貸付けを行う。

一 第1項第1号及び第4号に掲げる要件を満たすこと。

二 第3項第2号及び第4号に掲げる要件を満たすこと。

三 0.1ヘクタール以上の面積の誘導施設整備区が設定されていること。

5 地方公共団体は、法第1条第4項第4号の土地区画整理事業のうち、次に掲げる要件に該当する令第21条第1号に規定する区域における土地区画整理事業を施行する組合等に対し貸付けを行う。

一 第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる要件を満たすこと。

二 第3項第4号に掲げる要件を満たすこと。

三 0.1ヘクタール以上の面積の景観計画区域が設定されていること。

6 地方公共団体は、法第1条第4項第4号の土地区画整理事業のうち、次に掲げる要件に該当する令第21条第2号に規定する区域における土地区画整理事業を施行する組合等（個人施行者は除く。）に対し貸付けを行う。

一 第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる要件を満たすこと。

二 第3項第4号に掲げる要件を満たすこと。

三 0.1ヘクタール以上の面積の景観計画区域が設定されていること。

第4条の3 国の貸付額

1 第4条第1項の規定に基づき国が地方公共団体に対し各年度に貸し付ける額は、地方公共団体の貸付額の2分の1を超えないものとする。

2 第4条第2項の規定に基づき、国が地方公共団体に対し貸し付ける総額は、第4条の2第1項、第2項、第5項及び第6項に掲げる土地区画整理事業にあつては土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「区画令」という。）第63条第1項各号（第8号を除く。以下、この項におい

て同じ。)に掲げる費用(当該費用に係る国の貸付金の償還に要する費用(地方公共団体が事業を引き継いだ時点において旧施行者に貸し付けてから8年(区画法第14条第2項の規定により設立された土地区画整理組合で同条第3項の規定による事業計画の認可を受けていないもの(以下「早期設立組合」という。)に貸し付けた場合にあっては10年)を経過していない貸付けの額の合計を限度とする。以下、この項において同じ。)を含む。)、第4条の2第3項及び第4項に掲げる土地区画整理事業にあっては、区画令第63条第1項各号に掲げる費用及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は改良の工事に要する費用(当該費用に係る国の貸付金の償還に要する費用を含む。)のそれぞれ4分の1の範囲内とし、かつ、区画令第63条第1項各号に掲げる費用については、施行地区の面積に1平方メートル当たり10,100円(丘陵地等の場合にあっては1平方メートル当たり16,700円、既成市街地等の場合にあっては1平方メートル当たり75,200円)を乗じて得た金額に4分の1を乗じて得た金額(旧施行者に貸し付けた金額を除く。)を超えないもの(ただし、国の貸付金の償還に要する費用に充てる資金の貸付けについてはこの限りではない。)とする。

- 3 一以上の住区により構成される住宅市街地が新たに造成される土地区画整理事業(新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占めるものを除く。)についての貸付額の算定に当たっては、住宅市街地に係る事業につき前項に掲げる金額を算定するものとする。
- 4 第2項の規定により、国が地方公共団体に対し各年度に貸し付ける額は、当該土地区画整理事業の当該年度における収支不足額を限度とする。

第4条の4 地方公共団体の貸付額

- 1 地方公共団体が一の組合等に対し貸し付ける総額は、第4条の2第1項、第2項、第5項及び第6項に掲げる土地区画整理事業にあっては区画令第63条第1項各号(第8号を除く。以下、この項において同じ。)に掲げる費用(土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置を講じたにもかかわらず、工事その他主要な部分が相当期間にわたり実施されていない土地区画整理事業で、当該主要な部分を実施するために事業計画を変更したものを施行する場合又はその施行する土地区画整理事業を遂行することができないと認められるに至り、土地区画整理組合から区画整理会社が事業を引き継いで施行する場合、当該費用に係る地方公共団体の貸付金の償還に要する費用(事業計画の変更又は区画整理会社が事業を引き継いだ時点において土地区画整理組合に貸し付けてから8年(早期設立組合に貸付けた場合にあっては10年)を経過していない貸付けの額の合計を限度とする。以下、この項において同じ。)を含む。)、第4条の2第3項及び第4項に掲げる土地区画整理事業にあっては、区画令第63条第1項各号に掲げる費用及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は改良の工事に要する費用(当該費用に係る地方公共団体の貸付金の償還に要する費用を含む。)のそれぞれ2分の1の範囲内とし、かつ、区画令第63条第1項各号に掲げる費用については、施行地区の面積に1平方メートル当たり10,100円(丘陵地等の場合にあっては1平方メートル当たり16,700円、既成市街地等の場合にあっては1平方メートル当たり75,200円)を乗じて得た金額に2分の1を乗じて得た金額(区画法第128条第2項の規定により事業を引き継いだ場合には、旧施行者に貸し付けた金額を除く。)を超えないもの(ただし、地方公共団体の貸付金の償還に要する費用に充てる資金の貸付けについてはこの限りではない。)とする。
- 2 一以上の住区により構成される住宅市街地が新たに造成される土地区画整理事業(新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占めるものを除く。)についての貸付額の算定に当たっては、

住宅市街地に係る事業につき第1項に掲げる金額を算定するものとする。

- 3 地方公共団体が一の組合等に対し各年度に貸し付ける額は、当該組合等の当該年度における収支不足額を限度とする。

第4条の5 貸付条件

- 1 国の貸付金（以下「地方公共団体資金貸付金」という。）及び地方公共団体の貸付金（以下「組合等資金貸付金」という。）は無利子とする。
- 2 地方公共団体資金貸付金及び組合等資金貸付金の償還期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。国又は地方公共団体は、これらの償還期間及び据置期間の範囲内において、地方公共団体又は組合等の事業施行の状況、資金の状況等を勘案して、地方公共団体又は組合等ごとに適正な償還期間及び据置期間を定めるものとする。
 - 一 早期設立組合に対する貸付金 10年（8年以内の据置期間を含む。）以内（ただし、第4条の3及び第4条の4に規定する貸付金の償還に要する費用に充てる資金の貸付金にあつては、当初早期設立組合に貸し付けた日の翌日から起算して10年（8年以内の据置期間を含む。）以内）
 - 二 前号に掲げる貸付金以外の貸付金 8年（6年以内の据置期間を含む。）以内（ただし、第4条の3及び第4条の4に規定する貸付金の償還に要する費用に充てる資金の貸付金にあつては、当初土地区画整理組合に貸し付けた日の翌日から起算して8年（6年以内の据置期間を含む。）以内）
- 3 地方公共団体資金貸付金及び組合等資金貸付金の償還期限は、第2項第1号に掲げる貸付金にあつては区画法第21条第4項の規定による早期設立組合の設立についての認可の公告があつた日の翌日から起算して12年以内と、第2項第2号に掲げる貸付金にあつては区画法第9条第3項若しくは第21条第3項の規定による土地区画整理組合の設立についての認可、区画法第51条の9第3項の規定による区画整理会社の施行についての認可又は区画法第55条第9項の規定による地方公共団体の事業計画についての決定の公告があつた日の翌日から起算して10年以内とする。ただし、土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置を講じたにもかかわらず、工事その他主要な部分が相当期間にわたり実施されていない土地区画整理事業で、当該主要な部分を実施するために事業計画を変更したものを施行する場合における当該土地区画整理組合に対する貸付金にあつては、区画法第39条第4項の規定による事業計画の変更についての認可の公告があつた日の翌日から起算して10年以内とする。
- 4 地方公共団体資金貸付金及び組合等資金貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、地方公共団体資金貸付金は、第1回の償還期日が9月20日又は3月20日となるように据置期間を適宜定めるものとする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。

第4条の6 地方公共団体資金貸付金の貸付手続

- 1 地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けようとする地方公共団体は、都市局長が別に定める期日までに地方公共団体資金貸付金貸付申請書（様式第4-1号-1、様式第4-1号-2）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。

- 一 地方公共団体資金貸付金貸付計画書（様式第4-2号-1）
（様式第4-2号-2）
 - 二 地方公共団体資金貸付金償還計画書（様式第4-3号）
 - 三 地方公共団体資金貸付金事業計画書（様式第4-4号-1）
（様式第4-4号-2）
 - 四 地方公共団体資金貸付金資金計画書（様式第4-5号-1）
（様式第4-5号-2）
 - 五 地方公共団体資金貸付金事業変更計画書（様式第4-6号）
- 2 支出負担行為担当官である都市局長は、地方公共団体資金貸付金の貸付けを決定した場合には、遅滞なく、地方公共団体に対して地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書（様式第4-7号）を送付するものとする。
- 3 地方公共団体は、前項の貸付決定に基づき、地方公共団体資金貸付金の交付を受けようとする場合は、地方公共団体資金貸付金支払請求書（様式第4-8号）を支出官である国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。
- 4 地方公共団体資金貸付金の交付は、前項の地方公共団体資金貸付金支払請求書の提出があった後、地方公共団体が組合等に貸し付ける場合はその貸付時期等を勘案して行うものとする。この場合において、地方公共団体は、地方公共団体資金貸付金の交付を受けるに当たり、国に地方公共団体資金貸付金借用証書（様式第4-9号-1、様式第4-9号-2）を提出するものとする。

第4条の7 組合等資金貸付金の貸付手続

- 1 地方公共団体は、組合等資金貸付金の貸付けを受けようとする組合等から、組合等資金貸付金貸付申請書（様式第4-10号）及び次に掲げる書類を提出させるものとする。
- 一 組合等資金貸付金償還計画書（様式第4-11号）
 - 二 組合等資金貸付金事業計画書（様式第4-12号）
 - 三 組合等資金貸付金資金計画書（様式第4-13号）
- 2 地方公共団体は、組合等資金貸付金を交付するに当たり、組合等から組合等資金貸付金借用証書（様式第4-14号）を提出させるものとする。
- 3 地方公共団体は、組合等資金貸付金の貸付けを受ける組合等に対し、土地、建物若しくは確実に認める有価証券等の担保を提供させ、又は連帯して債務を負担する保証人（地方公共団体が確実に認めたものに限る。）を立てさせるものとする。

第4条の8 繰上償還

- 1 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条の5第2項の規定にかかわらず、地方公共団体資金貸付金を繰上償還するものとする。
- 一 組合等資金貸付金の貸付けを受けた組合等が、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還した場合
 - 二 第4条の6第4項の地方公共団体資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、都市局長が地方公共団体資金貸付金繰上償還請求書（様式第4-15号）により地方公共団体資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合

- 三 前2号に掲げる場合のほか、地方公共団体が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合
- 2 地方公共団体は、前項第1号の規定に該当することにより繰上償還しようとする場合は、あらかじめ地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書（様式第4-16号）を都市局長に提出するものとする。
- 3 都市局長は、地方公共団体より前項の地方公共団体資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合には、地方公共団体資金貸付金を繰上償還すべきことを、地方公共団体資金貸付金繰上償還通知書（様式第4-17号）により地方公共団体に通知するものとする。
- 4 第1項第1号の規定に該当することにより、地方公共団体が繰上償還する地方公共団体資金貸付金の額は、組合等が繰上償還した組合等資金貸付金の額に相当する地方公共団体資金貸付金の貸付額とする。

第4条の9 貸付決定の取消等

都市局長は、地方公共団体が第4条の6第2項の地方公共団体資金貸付金貸付決定通知書に定める貸付条件のうち第6条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合においては、第4条の6第2項の規定による貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は同条第4項の規定による地方公共団体資金貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第4条の10 実績報告書の提出

- 1 地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けた地方公共団体は、翌年度の4月30日までに地方公共団体資金貸付金実績報告書（様式第4-18号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
- 一 地方公共団体資金貸付金精算調書（様式第4-19号）
 - 二 地方公共団体資金貸付金受入調書（様式第4-20号）
- 2 第4条第2項の規定に基づき地方公共団体資金貸付金の貸付けを受けた地方公共団体は、翌年度の6月20日までに、地方公共団体資金貸付金事業実績報告書（様式第4-21号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
- 一 地方公共団体資金貸付金施行者別事業資金調書（様式第4-22号）
 - 二 地方公共団体資金貸付金進捗状況図
- 3 地方公共団体は、組合等資金貸付金の貸付けを受けた組合等から翌年度の6月20日までに組合等資金貸付金事業実績報告書（様式第4-23号）に次に掲げる書類を添えて提出させ、その写しを同月30日までに都市局長に提出するものとする。
- 一 組合等資金貸付金施行者別事業資金調書（様式4-24号）
 - 二 組合等資金貸付金進捗状況図
- 4 地方公共団体資金貸付金進捗状況図及び組合等資金貸付金進捗状況図は、縮尺1,000分の1から3,000分の1までの設計図に次表に従って記入するものとする。

事 項	道路	水路	公園 緑地	整地	移転	仮換地 指定区域
色 別	朱	青	緑	橙	赤	紫

	<p>過年度施行済箇所、淡色塗りつぶし。ただし、仮換地指定区域についてはふちどりぼかし。</p> <p>当該年度施行箇所は、ふちどり。</p>
--	---

第4条の11 経理の明確化

地方公共団体資金貸付金及び組合等資金貸付金は、他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。

第2章 保留地取得資金貸付金

第4条の12 国の貸付対象

国は、法第1条第4項の規定により、法第2条第5項表3の項の資金の貸付け又は法第1条第4項の資金の貸付けを行う地方公共団体に対して、当該貸付けに要する資金の貸付けを行う。

第4条の13 地方公共団体の貸付対象

1 地方公共団体は、次に掲げる土地区画整理事業の施行者（区画法第2条第3項に規定する施行者をいう。以下同じ。）が、保留地（区画法第96条第1項又は第2項の規定により換地として定めない土地をいう。以下同じ。）の全部又は一部を、公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかった場合において、施行者、土地区画整理組合の組合員又は株式会社である区画整理会社の株主若しくは有限会社である区画整理会社の社員（当該区画整理会社の施行する土地区画整理事業の施行地区内の宅地（区画法第2条第6項に規定する宅地をいい、保留地を除く。）について所有権若しくは借地権（同条第7項に規定する借地権をいう。）を有する者に限る。以下同じ。）が出資している法人（以下「法人」という。）で当該保留地の全部若しくは一部を取得するもの又は保留地の全部若しくは一部の管理処分を行う区画整理会社に対し貸付けを行う。

- 一 法第1条第4項第1号の土地区画整理事業のうち、第4条の2第1項各号に掲げる要件に該当する令第17条第1号に規定する区域において施行される土地区画整理事業
- 二 法第1条第4項第1号の土地区画整理事業のうち、第4条の2第2項各号に掲げる要件に該当する令第17条第2号に規定する区域において施行される土地区画整理事業
- 三 第4条の2第3項各号に掲げる要件に該当する法第1条第4項第2号の土地区画整理事業
- 四 第4条の2第4項各号に掲げる要件に該当する法第1条第4項第3号の土地区画整理事業
- 五 法第1条第4項第4号の土地区画整理事業のうち、第4条の2第4項各号に掲げる要件に該当する令第21条第1号に規定する区域において施行される土地区画整理事業
- 六 法第1条第4項第4号の土地区画整理事業のうち、第4条の2第6項各号に掲げる要件に該当する令第21条第2号に規定する区域において施行される土地区画整理事業

2 前項の法人は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- 一 当該土地区画整理事業の施行者、土地区画整理組合の組合員又は株式会社である区画整理会社の株主若しくは有限会社である区画整理会社の社員が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1（施行者が地方公共団体である場合にあっては4分の1）を超えて出資している法人であること。ただし、当該土地区画整理事業の個人施行者、土地区画整理組合の組合員又は株式会

社である区画整理会社の株主若しくは有限会社である区画整理会社の社員が出資している法人にあっては、これらの者と地方公共団体が合わせて2分の1を超えて出資している法人を含む。

二 保留地の賃貸その他の管理を行うために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

3 第1項の規定により施行者が行う公募は、地方公共団体にあつては公報その他所定の手段及び当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載により、個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社又は独立行政法人都市再生機構にあつては掲示及び当該施行者のウェブサイトへの掲載によって行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が組合等である場合に限る。）は、当該公募をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一 施行地区の面積が2ヘクタール未満である場合

二 施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第4条の14 国の貸付額

第4条の12の規定に基づき国が地方公共団体に対し各年度に貸し付ける額は、地方公共団体の貸付額の2分の1を超えないものとする。

第4条の15 地方公共団体の貸付額

1 第4条の13の規定に基づき、地方公共団体が一の法人又は区画整理会社に対し貸し付ける総額は、同条第1項の保留地の取得に必要な費用又は保留地の管理処分に要する費用（当該保留地を取得しようとする場合に必要な費用の額を限度とする。）の2分の1を超えないものとする。

2 前項の費用の算定の基礎となる保留地の価額は、近傍同種の土地の取引価格等と著しく均衡を失しないよう定められなければならない。

第4条の16 貸付条件

1 国の貸付金（以下「地方公共団体保留地取得資金貸付金」という。）及び地方公共団体の貸付金（以下「法人等保留地取得資金貸付金」という。）は無利子とする。

2 地方公共団体保留地取得資金貸付金及び法人等保留地取得資金貸付金の償還期間は、25年（10年以内の据置期間を含む。）以内とする。国及び地方公共団体は、この償還期間の範囲内において、法人又は区画整理会社（以下「法人等」という。）の業務の状況、資金の状況等を勘案して、法人等ごとに適正な償還期間及び据置期間を定めるものとする。

3 地方公共団体保留地取得資金貸付金及び法人等保留地取得資金貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、地方公共団体保留地取得資金貸付金は、第1回の償還期日が9月20日又は3月20日となるように据置期間を適宜定めるものとする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。

第4条の17 地方公共団体保留地取得資金貸付金の貸付手続

1 地方公共団体保留地取得資金貸付金の貸付けを受けようとする地方公共団体は、都市局長が別に定める期日までに地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付申請書（様式第4-25号）に次に掲げ

る書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。

- 一 地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付計画書（様式第4-26号）
 - 二 法人等保留地取得資金貸付金貸付申請書（様式第4-27号）
 - 三 法人等保留地取得資金貸付金保留地取得計画書（様式第4-28号）
 - 四 法人等保留地取得資金貸付金法人等業務等調書（様式第4-29号）
 - 五 法人等保留地取得資金貸付金償還計画書（様式第4-30号）
 - 六 法人等保留地取得資金貸付金保留地管理処分方針（様式第4-31号）
- 2 支出負担行為担当官である都市局長は、地方公共団体保留地取得資金貸付金の貸付けを決定した場合には、遅滞なく、地方公共団体に対して地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付決定通知書（様式第4-32号）を送付するものとする。
- 3 地方公共団体は、前項の貸付決定に基づき、地方公共団体保留地取得資金貸付金の交付を受けようとする場合は、地方公共団体保留地取得資金貸付金支払請求書（様式第4-33号）を支出官である国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。
- 4 地方公共団体保留地取得資金貸付金の交付は、前項の地方公共団体保留地取得資金貸付金支払請求書の提出があった後、法人等保留地取得資金貸付金の貸付時期等を勘案して行うものとする。この場合において、地方公共団体は、地方公共団体保留地取得資金貸付金の交付を受けるに当たり、国に地方公共団体保留地取得資金貸付金借用証書（様式第4-34号）を提出するものとする。

第4条の18 法人等保留地取得資金貸付金の貸付手続

- 1 地方公共団体は、法人等保留地取得資金貸付金の貸付けを受けようとする法人等から、法人等保留地取得資金貸付金貸付申請書に前条第1項第2号から第6号までに掲げる書類を添えて提出させるものとする。
- 2 地方公共団体は、法人等保留地取得資金貸付金を交付するに当たり、法人等から法人等保留地取得資金貸付金借用証書（様式第4-35号）を提出させるものとする。
- 3 地方公共団体は、法人等保留地取得資金貸付金の貸付けを受ける法人等に対し、土地、建物若しくは確実に認める有価証券等の担保を提供させ、又は連帯して債務を負担する保証人（地方公共団体が確実に認めたものに限る。）を立てさせるものとする。

第4条の19 繰上償還

- 1 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条の16第2項の規定にかかわらず、地方公共団体保留地取得資金貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 法人等保留地取得資金貸付金の貸付けを受けた法人等が当該貸付金の全部又は一部を繰上償還した場合
 - 二 第4条の17第4項の地方公共団体保留地取得資金貸付金借用証書に定める貸付条件に基づき、都市局長が地方公共団体保留地取得資金貸付金繰上償還請求書（様式第4-36号）により地方公共団体保留地取得資金貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、地方公共団体が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合
- 2 地方公共団体は、前項第1号の規定に該当することにより繰上償還しようとする場合は、あらか

じめ地方公共団体保留地取得資金貸付金繰上償還申込書（様式第4-37号）を都市局長に提出するものとする。

- 3 都市局長は、地方公共団体より前項の地方公共団体保留地取得資金貸付金繰上償還申込書が提出された場合には、地方公共団体保留地取得資金貸付金を繰上償還すべきことを、地方公共団体保留地取得資金貸付金繰上償還通知書（様式第4-38号）により当該地方公共団体に通知するものとする。
- 4 第1項第1号の規定に該当することにより、地方公共団体が繰上償還する地方公共団体保留地取得資金貸付金の額は、法人等が繰上償還した法人等保留地取得資金貸付金の額に相当する地方公共団体保留地取得資金貸付金の貸付額とする。

第4条の20 貸付決定の取消等

都市局長は、地方公共団体が第4条の17第2項の地方公共団体保留地取得資金貸付金貸付決定通知書に定める貸付条件のうち第7条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合においては、第4条の17第2項の規定による貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は同条第4項の規定による地方公共団体保留地取得資金貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第4条の21 実績報告書の提出

- 1 地方公共団体保留地取得資金貸付金の貸付けを受けた地方公共団体は、翌年度の4月30日までに地方公共団体保留地取得資金貸付金実績報告書（様式第4-39号）に次に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出するものとする。
 - 一 地方公共団体保留地取得資金貸付金精算調書（様式第4-40号）
 - 二 地方公共団体保留地取得資金貸付金受入調書（様式第4-41号）
- 2 地方公共団体は、法人等保留地取得資金貸付金の貸付けを受けた法人等から翌年度の4月20日までに法人等保留地取得資金貸付金実績報告書（様式第4-42号）を提出させ、その写しを同月30日までに都市局長に提出するものとする。

第4条の22 保留地の賃貸又は譲渡

- 1 地方公共団体は、法人等保留地取得資金貸付金の償還が完了するまでの間、法人等が当該貸付金によって買い取った又は管理処分を行っている保留地の全部又は一部を賃貸し、又は譲渡しようとする場合には、あらかじめ、地方公共団体の長に法人等保留地取得資金貸付金保留地管理処分計画承認申請書（様式第4-43号）を提出させ、承認を受けさせなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の規定に基づき保留地の全部又は一部の譲渡について承認しようとする場合は、あらかじめ都市局長の承認を受けなければならない。

第4条の23 賃貸又は譲渡の基準

法人等が法人等保留地取得資金貸付金によって買い取った又は管理処分を行っている保留地を賃貸する場合における地代又は譲渡する場合における譲渡価格は、近傍同種の土地の賃貸価格又は取引価格を基準とし、法人等が取得した保留地に係る貸付金の必要償還額、法人等の資金の状況、保留

地賃貸事業の収支計画等を勘案し定めさせなければならない。

第4条の24 業務状況報告書の提出

地方公共団体の長は、法人等に、法人等保留地取得資金貸付金の償還が完了するまでの間、毎年度6月20日までに、前年度における法人等の業務の状況について法人等保留地取得資金貸付金業務状況報告書（様式第4-44号）に法人等の直近の決算時の決算書を添えたものを提出させ、その写しを同月30日までに都市局長に提出しなければならない。

第4条の25 届出の義務

地方公共団体は、法人等保留地取得資金貸付金の貸付けを受けた法人等から、当該貸付金の償還が完了するまでの間、法人等の住所、名称、役員、資本金、定款その他重要な事項が変更され、又は法人等の保有する保留地において何らかの事故が生じた場合には、速やかにその旨を届出させるとともに、速やかに都市局長にその内容を報告しなければならない。

第4条の26 経理の明確化

地方公共団体保留地取得資金貸付金及び法人等保留地取得資金貸付金は、他の経費と区分して経理し、台帳等を備え置いて経理状況を明確にしておかなければならない。